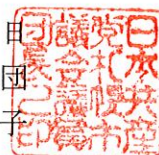


札幌市長 秋元 克広 様
財政局長 中垣内隆久 様

2017年1月24日
日本共産党札幌市議会議員団
団長 伊藤りち子



「特別徴収税額の決定通知書」へのマイナンバー記載の中止を求める要請

総務省は、個人住民税の「特別徴収」を新年度から徹底すると同時に、マイナンバー制度を普及させるため、市町村民税などの「特別徴収税額の決定通知書」にマイナンバーの記入欄を設け、従業員のマイナンバーを記載するよう本市をはじめ各市町村に指示しています。

しかし、マイナンバーの漏えいを心配する個人が事業者に提出を拒否する事例も少なくなく、「安全管理義務」の負担と厳しい罰則を避けるためにマイナンバーを扱わない選択をしている中小事業所も存在します。実際、マイナンバー対応のパソコンソフトの導入などで40万円台の負担（従業員数「5人以下」「6～20人」の場合—帝国データバンク調査）など、厳しい経営実態にある小規模事業者にとっては大変な負担です。

「通知書」にマイナンバーを記載することは、こうした個人、事業者の意思を無視するものであり、漏えいの危険と事業者への新たな負担をもたらすものです。また、行政にとっても、誤配達の防止やマイナンバーの管理者ではないものが知らずに開封し、他人のマイナンバーを知ってしまう事故を防止するために、確実に管理者に手渡される郵送方法が求められ、その事務と負担は膨大なものになります。

東京都中野区では、「普通郵便では漏えいのリスクがあり、簡易書留では郵送料の負担が増大する」と、「通知書」にマイナンバーを記載しない方針を決めました。総務省は、「記載しないことを決めた自治体に対してのペナルティーはない。地方税法上の罰則規定もない」と説明しています。

マイナンバー法は、個人番号の提出について、事業者は「協力するように努めるものとする」（第6条）、また、自治体などは「個人番号の提供を求めることができる」（第14条）とされているように、提出を義務づけているものではありません。

マイナンバー法における義務は、「行政機関が個人番号を利用するための義務」であり、個人や事業者に提出の義務規定はなく、行政内部、行政間で取り扱えば済むことで、「通知書」に番号を記載する理由は存在しません。

よって、個人の意思を無視し、マイナンバーの漏えい・紛失の危険を増大させ、事業者や行政にとっても負担となる事業所への「通知書」に、マイナンバーの記載をしないよう強く求めるものです。